

平成24年 第1回  
福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会議録【2月15日】

## 目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 諸般の報告	2
日程第3 議席の指定	3
日程第4 会期の決定	3
日程第5 広域連合長あいさつ	3
日程第6 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて	
承認第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	5
日程第7 議案第1号 平成23年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)	5
日程第8 議案第2号 平成23年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)	6
日程第9 議案第3号 平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案	8
日程第10 議案第4号 平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案	8
日程第11 議案第8号 福岡県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について	8
日程第12 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	17
日程第13 議案第6号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時徳基金条例の一部改正について	18
日程第14 議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	18
日程第15 請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願	20
閉会	22
会議録署名	23

## 日時・場所

平成24年2月15日(水) 14時00分

ホテルレガロ福岡(福岡市博多区千代一丁目20番31号)

## 出席議員(30名)

1番 戸町 武弘	13番 中村 征一	23番 森田 俊介
2番 森本 由美	14番 植木 光治	26番 三浦 正
3番 柳井 誠	15番 八並 康一	27番 進藤 啓一
4番 大森 一馬	16番 松下 俊男	28番 曾宮 良壽
5番 松野 隆	17番 藤田 陽三	29番 柴田 好輝
6番 調 崇史	18番 井上 澄和	30番 井上 利一
7番 古賀 道雄	19番 井本 宗司	31番 田頭 喜久己
9番 兼本 鉄夫	20番 花田 利和	32番 安丸 国勝
11番 金子 健次	21番 小山 達生	33番 永原 譲二
12番 三田村 統之	22番 有吉 哲信	34番 新川 久三

## 欠席議員(3名)

8番 原口 新五      10番 伊藤 信勝      24番 松本 嶺男

## 説明員

広域連合長 檜原 利則、副広域連合長 南里 辰己、  
事務局長 國武 三歳、会計管理者 高倉 繁生、事務局次長 浅田 俊一、  
医療費適正化等担当次長 大橋 裕明、総務課長 渡辺 善治、  
事業課長 渡辺 康弘、総務課課長 大村 敏博、事業課課長 石橋 進次

## 議事補助員

書記長 渡辺 善治、書記 川崎 聡子、書記 深町 和広

## 議事日程・会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議席の指定  
日程第4 会期の決定  
日程第5 広域連合長あいさつ  
日程第6 専決処分等の報告及び議会の承認を求めることについて  
承認第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7	議案第 1 号	平成 2 3 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第 1 号）
日程第 8	議案第 2 号	平成 2 3 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）
日程第 9	議案第 3 号	平成 2 4 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案
日程第 1 0	議案第 4 号	平成 2 4 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案
日程第 1 1	議案第 8 号	福岡県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の作成について
日程第 1 2	議案第 5 号	福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 6 号	福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
日程第 1 4	議案第 7 号	福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 1 5	請願第 1 号	後期高齢者医療制度に関する請願

開会・開議（14時00分）

**議長**（曾宮 良壽）ただ今から、平成 2 4 年第 1 回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、30名です。議員定数は34名で、定足数は17名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

**議長**（曾宮 良壽）日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 7 4 条の規定により、4 番、大森一馬議員、2 7 番、進藤啓一議員を指名いたします。

#### 日程第 2 諸般の報告

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第 2 「諸般の報告」を行います。

去る 1 月 1 9 日、糸島市の中村隆光議員から議員辞職願の提出があり、閉会中につき、地方自治法第 1 2 6 条ただし書きの規定により、議長において同日これを許可いたしましたので、報告いたします。

次に、例月出納検査の結果報告です。監査委員からお手元に配付のとおり、「平成 2 3 年 6 月から 1 2 月までにおける例月出納検査の報告」がっておりますので、報告い

たします。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び副広域連合長、その他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

### 日程第3 議席の指定

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第3「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、現在ご着席の席をもって議席といたします。

### 日程第4 会期の決定

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第4「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定しました。

### 日程第5 広域連合長あいさつ

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第5「広域連合長あいさつ」です。

広域連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

榎原広域連合長。

**広域連合長**（榎原 利則）皆様こんにちは。広域連合長の榎原でございます。

議員の皆様におかれましては、公務ご多忙中にもかかわらずお集まりをいただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に施行以来、まもなく4年を経過しようとしているところでございます。

議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様のご理解とご協力により、一定、円滑な取り組みができていますと考えております。改めて感謝を申し上げます。

一方、国におきましては、先月決定された「社会保障・税一体改革素案」において、高齢者医療制度の見直しについて、「関係者の理解を得て、本年の通常国会に現行制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する」とこととされました。しかし、具体的な内容は、未だ決定には至っておらず、今後とも、国の動向を注視するとともに、新しい制度がより良いものとなるよう、必要に応じた要望活動等を行ってまいりたいと考えております。

このような状況ではありますが、当広域連合の役割は、現行制度が続く限り、円滑で安定した運営に取り組むこととさせていただきます。

皆様もご承知のとおり、本県の平成21年度の後期高齢者一人当たりの医療費は、111万3千円に上り、平成14年度から8年連続で全国で最も高い医療費となっております。全国で最も低い新潟県と比較すると、その差は1.5倍を超え、2位以下の他県との差もますます拡大している状況でございます。

このような状況を踏まえ、本広域連合といたしましては、「健康長寿医療計画」に基づき、医療費適正化の事業を実施しております。今年度は、「ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の自己負担額の軽減割合を通知する事業」を開始しております。引き続き、医療費適正化の取り組みを進め、できるだけ早期の全国一の返上に努めてまいりたいと考えております。

こうした課題への対応を含めまして、被保険者の皆様が安心して医療を受けていただくことができるよう、さらには、被保険者の皆様の健康づくりが進みますよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

このため、これまで以上に構成市町村をはじめ、福岡県及び関係機関との連携を深めつつ、住民の皆様のご意見をお聞きしながら、制度の適切で効率的な運営に努めてまいり所存でございます。

今後とも、議員の皆様をはじめ関係の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本日の定例会に提出しております議案であります。はじめに、国の法改正に伴い、専決処分をさせていただきました条例議案1件についてご報告し、皆様の承認を賜りたいと存じます。

また、平成23年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出補正予算並びに平成24年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の予算議案4件、条例改正議案3件、第2次広域計画の作成に係る議案1件を提出いたしております。

特に、今回は、制度施行後2度目の保険料率の改定を予定しております。

先ほどの「健康長寿医療計画」に基づき、高齢者の健康づくりを進め、保険財政の安定化を目指しておりますが、現時点で必要な医療費を賄うための保険料について、お願いをするものであります。

今回の保険料の算定では、前回改定時のような国による保険料率の上昇抑制策が示されない中、一人当たり医療費や制度を支える若人世代の人口減に伴う高齢者負担率の伸びなどにより、大幅な保険料の上昇が見込まれておりました。

このため、急激な保険料の増加を抑制するため、22年度、23年度の剰余金約17億1千万円を全額投入し、さらに、福岡県の財政安定化基金を最大限活用し、約90億7千万円の交付を見込むなど、現時点で、取り得る限りの策を講ずることによりまして、軽減後の一人当たりの保険料の上昇率を約6.7%に押さえております。

これもひとえに、福岡県および構成市町村のご理解とご協力があったることと、感謝

を申し上げる次第であります。

後ほど個別に提案理由及び内容の説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、なにとぞ、慎重なるご審議をいただき、各議案につきまして、満場のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

## 日程第6 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて

### 承認第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

**議長**(曾宮 良壽)次に、日程第6、専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて、承認第1号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。國武事務局長。

**事務局長**(國武 三歳)失礼いたします。事務局長の國武でございます。

それでは、承認第1号をご説明いたします。

議案をご覧ください。目次の次の1ページをお願いいたします。

承認第1号は、地方自治法の規定により、条例の専決処分をしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

その内容は、理由に記載してございますが、障害者自立支援法の一部改正が行われたことに伴い、「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の条文中の用語の整理を行うものでございまして、法改正の施行日を平成23年10月1日とする政令が、同年9月26日に公布されたことから、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものでございます。

2ページは、専決処分書でございます。

3ページは、条例改正の内容でございますが、条例中に引用している障害者自立支援法の条項を改めたものでございます。施行日は、平成23年10月1日でございます。

4ページは、新旧対照表でございます。

以上、承認第1号の専決処分についての説明を終わらせていただきます。

**議長**(曾宮 良壽)承認第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長**(曾宮 良壽)異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

## 日程第7 議案第1号 平成23年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)

日程第 8 議案第 2 号 平成 2 3 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期  
高齢者医療特別会計補正予算案(第 1 号)

議長(曾宮 良壽)次に、日程第 7、議案第 1 号「平成 2 3 年度福岡県後期高齢者医療  
広域連合一般会計補正予算案(第 1 号)」及び、日程第 8、議案第 2 号「平成 2 3 年度  
福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第 1 号)」を一括  
して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。國武事務局長。

事務局長(國武 三歳)議案第 1 号と議案第 2 号を併せてご説明いたします。

議案書「平成 2 3 年度一般会計補正予算書(第 1 号)・特別会計補正予算書(第 1 号)」  
をお願いいたします。

まず、議案第 1 号「平成 2 3 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案  
(第 1 号)」について、ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

「一般会計補正予算案(第 1 号)」は、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の  
総額に、歳入歳出それぞれ 3 2 億 7 , 7 6 5 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、  
歳入歳出それぞれ、3 7 億 3 , 9 1 5 万 2 千円とするものでございます。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございます。

詳細については「事項別明細書」でご説明させていただきます。

恐れ入ります。7 ページ、8 ページをお願いします。

歳入でございますが、主なものといたしまして、「2 款 1 項 1 目 民生費国庫補助金」  
を 3 2 億 7 , 3 9 7 万 3 千円計上しております。

これは、国の第 4 次補正予算において、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった  
方に係る保険料軽減措置が、平成 2 4 年度も引き続き継続されることとなり、その財源  
として国から交付される臨時特例交付金を受け入れるものでございます。

次に歳出でございます。9 ページ、1 0 ページをお願いします。

歳出につきましては、「2 款 総務費 1 項 1 目 一般管理費」を、3 2 億 7 , 7 6 5 万  
5 千円増額するものでございます。主なものは、歳入でご説明いたしました臨時特例交  
付金 3 2 億円余を、本広域連合が設置をしている臨時特例基金に積み立てるものでござ  
います。

以上、議案第 1 号「平成 2 3 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案  
(第 1 号)」の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 号「平成 2 3 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医  
療特別会計補正予算案(第 1 号)」についてご説明いたします。

恐れ入りますが、ただいまの議案書の 1 1 ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療特別会計補正予算案(第 1 号)」は、歳入歳出予算の補正として、



歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億1,922万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、6,208億1,501万3千円とするものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

詳細は「事項別明細書」でご説明をさせていただきます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

歳入でございますが、まず、「3款 県支出金 2項1目 財政安定化基金交付金」は、31億9,807万4千円を減額するものです。

この基金交付金は、保険料率の増加抑制のために活用を予定しておりましたが、今期は収支が黒字となる見込みのため、次期財政期間において活用を予定するものでございます。

「10款 繰越金」は、県の財政安定化基金交付金の代替財源として、また国・県からの給付費の精算返還金等の財源として、39億1千万円余を計上するものでございます。

次に歳出につきましては、19ページ以降でございます。

「1款 総務費」は、7億1,048万7千円を増額するもので、平成22年度の給付実績に基づき、国及び県への医療給付費等の負担金及び補助金の精算返還を行なうものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、全国レベルで高額医療費のリスク分散を図るもので、平成23年度の拠出見込額に基づき、873万5千円を増額するものでございます。

以上、議案第2号「平成23年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」の説明を終わります。

**議長**（曾宮 良壽）議案第1号から議案第2号までについて、質疑及び討論の通告はございませんので、これより議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第1号「平成23年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第1号）」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成23年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(曾宮 良壽)異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 3 号 平成 24 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案

日程第 10 議案第 4 号 平成 24 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案

日程第 11 議案第 8 号 福岡県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の作成について

議長(曾宮 良壽)次に、日程第 9、議案第 3 号「平成 24 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」から、日程第 11、議案第 8 号「福岡県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の作成について」までの 3 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。國武事務局長。

事務局長(國武 三歳)失礼いたします。

議案第 3 号から議案第 4 号までを併せてご説明いたします。

議案書の「平成 24 年度一般会計・特別会計予算書」をお願いいたします。

平成 24 年度の当初予算につきましては、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営を基本として、保険財政の安定化、被保険者の健康長寿増進に取り組むものでございます。

特に平成 24 年度は、2 年毎の財政運営期間の初年度となり、改めて財政計画に基づき、医療給付費をはじめとする必要かつ適切な予算の計上を図り、併せて医療費適正化等の事業の推進や事務の改善・効率化に取り組むこととしております。

それでは、予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 3 号「平成 24 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」でございます。一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 6,778 万円でございます。平成 23 年度と比較いたしまして額にして 628 万 3 千円、率にして 1.4%増でございます。

2 ページ、3 ページは、「第 1 表 歳入歳出予算」でございます。

詳細については「事項別明細書」でご説明させていただきます。

恐れ入ります。7 ページ・8 ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしまして、「1 款 1 項 1 目 市町村からの事務費負担金」は、前年度比 1,797 万 2 千円減の、3 億 4,146 万 7 千円でございます。

歳出は 9 ページ以降でございます。

9 ページ、10 ページは、「議会費」でございまして、議員 34 名分の報酬・旅費等として前年度とほぼ同額を計上しております。

11ページから14ページの「2款 総務費」は、前年度比628万円増の、4億5,589万9千円でございます。

主なものといたしまして、職員給与関係費2億9,886万5千円、事務所賃借料・事務機器などの使用料及び賃借料を含む財務・会計・財産管理関係費3,939万7千円、14ページになりますが、コールセンター運営費を含む広報関係費3,459万2千円などでございます。

以上、議案第3号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」の説明を終わります。

続きまして、ただいまの議案書24ページをお願いいたします。

議案第4号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」でございます。

第1条は、後期高齢者医療特別会計予算の総額を定めるものでございまして、歳入歳出それぞれ6,557億3,332万1千円でございます。平成23年度と比較しまして、医療給付費の伸びに伴い、356億3,753万円の増額、率にして5.7%の増となっております。

第2条は、一時借入金の最高額を150億円とするもの、第3条は、歳出予算のうち、「2款 保険給付費」の各項目間の流用について定めるものでございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございまして、これも詳細について「事項別明細書」でご説明をいたします。

30ページ・31ページをお願いいたします。

歳入につきましては、主なものとしまして、「1款1項 市町村負担金」は、共通経費の事務費負担金が、前年度比8,583万3千円増の10億2,514万5千円。市町村から受け入れる保険料と保険料の軽減分に相当する負担金が566億1,333万円。療養給付費の負担金が516億7,349万4千円。

「2款 国庫支出金」2,107億6,305万6千円。

「3款 県支出金」584億6,821万円。

「5款 若人からの支援金である社会保険診療報酬支払基金からの支払基金交付金」2,711億3,972万3千円でございます。

次に歳出につきましては、36ページ以降でございます。

36ページから39ページの、「1款 総務費」は、事務費等の経費でございまして、前年度比2億6,392万1千円増の14億6,783万円でございます。

主な増の理由を説明させていただきます。

39ページの「9 電算関係費」でございまして、平成25年度に予定をされている後期高齢者医療標準システムの更新に備えまして、平成24年度は、機器更新に係る本広域連合独自のカスタマイズプログラムの更新、及び市町村と結ぶネットワーク機器の

更新などに必要な経費を計上しております。

また、「10 医療費適正化関係費」では、同一疾病で複数の医療機関を受診している方や、同一月に医療機関に頻繁に受診をされている方に対し、保健師等が訪問をして、適正受診のための指導や助言を行なう「重複・頻回受診者訪問指導事業」を新規事業として計上しております。

次に、40ページ・41ページをお願いいたします。

「2款 保険給付費」は、医療費の伸びや被保険者数の増加による給付費の伸びを見込み、353億6,189万円増の、6,527億5,700万円で、これが歳出全体の99.5%を占めるものでございます。

次に48ページ・49ページをお願いいたします。

「3款 財政安定化基金拠出金」は、福岡県が運営する、保険料上昇抑制等のための財政安定化基金への拠出金でございまして、9億9,579万円でございます。

50ページ・51ページをお願いいたします。

「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、一定額以上の高額医療費のリスク分散のために実施する共同事業に対する拠出金でございまして、事務費を含め9,361万6千円でございます。

52ページ・53ページをお願いいたします。

「5款 保健事業費」は、健康診査等に要する経費でございまして、3億1,936万5千円でございます。

以上、議案第4号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」の説明を終わります。

続きまして、議案第8号をご説明いたします。

条例案の議案集をお願いいたします。

18ページでございます。

議案第8号は「福岡県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成」について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容は、20ページをお願いいたします。

1は、「広域計画の趣旨」でございます。

広域計画は、地方自治法第291条の7及び広域連合規約第5条の規定に基づき策定するもので、後期高齢者医療制度の事務運営について、広域連合及び構成市町村の基本的な指針となるものでございます。

この第2次計画は、現行計画で定める期間が今年度をもって満了となるため、併せて必要な内容の見直しを行なったものでございます。

2は、「制度を取り巻く現状と課題」として、高齢者医療費や制度を支える国及び自治体の財政状況さらには、現行制度の見直しの状況等に言及をしております。

3は、「基本理念」でございまして、21ページにかけまして「制度の円滑かつ安定

的な運営」を図るといふ広域連合の責務を挙げているところでございます。

4は、「基本的な方針(施策の方向性)」でございまして、基本理念の実現を図るため、「健全な財政運営」、「医療費の適正化」、22ページでございまして、「健康づくりの推進」、「事務処理の効率化」を掲げ、それぞれ、取り組みの考え方を述べております。

5は、「広域連合と構成市町村の事務分担」でございまして、適切かつ効率的な制度運営に向けて連携協力して取り組むこととしており、それぞれの事務内容ごとに役割分担を定めております。

23ページの6は、「新制度創設への準備等」でございまして、国の動向等を注視し、適切な対応を図ることとしております。

7は、「計画の期間及び改定等」でございまして、平成24年度から当分の間とし、新制度の創設に備えることとしております。

以上で「第2次広域計画」の説明を終わります。

**議長**(曾宮 良壽) 議案第4号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」及び、議案第8号「福岡県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について」につきまして、発言の通告がありますので、これを許可します。

これから質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。

再質疑を行う際は、挙手して「議長」と呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、10分以内といたしますので、ご了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。

3番、柳井誠議員。

**3番**(柳井 誠) みなさん、こんにちは。北九州市選出の柳井誠でございます。所属は日本共産党です。

議案第4号及び議案第8号について質疑を行います。

最初に、後期高齢者医療制度に関する見解を伺います。

本制度の特徴は、75歳以上の高齢者を他の年齢層から切り離して、高い負担と安上がりの差別医療を押し付け、医療社会保障に関わる国の予算を削減する狙いでありましたが、廃止を掲げた現政権に交代したことで国民の世論が明確に示されたところであります。近い将来廃止するという政府の方針は、第1段階で現行の市町村国保とは別勘定の都道府県単位の制度をつくり、大多数の高齢者をその制度に加入させるとしています。

また、高齢者に医療費の1割相当を負担させうえて、高齢者の人口の割合が増え、医療費が増えるにつれて保険料を値上げする制度設計となっています。これらの問題点について政府に見直しを求め、意見を述べるべきではないでしょうか。前議会では広域連合長より「現行制度の課題を解消し、公平で分かりやすい制度となるよう要望活動を行う。」と答弁されましたが、改めて見解を求めます。

次に、平成24・25年度保険料率の算定について伺います。

現在の本広域連合の1人当たりの平均保険料額は、全国平均の1.2倍、保険料率は均等割が52,213円で全国一、所得割が9.87%で全国2番目です。あわせて来年度より年金支給額の2.5%引き下げが始まり、介護保険料引き上げなど耐え難い負担増が高齢者に押し付けられようとしております。

予算案の軽減適用後の1人当たり平均保険料は、79,271円で平成22・23年度に比べて4,947円、6.66%もの過酷な値上げとなっています。

そこで、第一に、1人当たりの給付費の伸びは前回改定の3.8%に比べて、5.2%となっていますが、伸びが大きいのではないのでしょうか。どのように慎重に検討されているのか、答弁を求めます。

第二に、福岡県から本広域連合への財政支援についてです。

この間、健診の財政措置等について、本広域連合から福岡県へ要請がされてきました。

県へ強く働きかけ、保険料増加抑制のため、従来の財政措置の要請に加えて、保険料軽減のための県の財政安定化基金の増額を要請すべきではないのでしょうか。答弁を求めます。

次に、短期保険証と資格証明書発行について伺います。

予算案において、本広域連合の予定保険料収納率は99.0%とされ、市町村国保に比べ、非常に高い収納率となっています。しかし、短期保険証、資格証明書発行の目的、運用は国保と同様であり、滞納に対する制裁措置と言わざるを得ません。弱者である高齢者には、保険者として医療の提供の機会の保障と、保険料の収納対策は別個に考えるべきであります。受診抑制につながる危険はないのか見解を求めます。

本広域連合では資格証明書発行はゼロとのことですが、短期保険証は納付相談の機会を増やすことを理由に、平成23年8月1日付で4,129名、同年11月1日付で3,676名の短期保険証が発行されています。この発行数は平成22年度の資料では、大阪府に次ぐ全国2番目の多さで、現在も依然として高止まりの状況です。当局は、短期保険証を活用しながら、滞納者との接触の機会を十分に図り、個々の事情を把握するとしていますが、全ての滞納者に丁寧な対応ができていないのか疑問です。滞納者にはこうした制裁措置なしに、事情を把握すべきであり、短期保険証を発行すべきではありません。答弁を求めます。

次に、後期高齢者健診について伺います。

生活習慣病の早期発見により、適切な医療につなげ重症化を予防する健康診査の重要性は後期高齢者の場合も同様です。平成24年度は保健事業費として3億1,936万5千円と、予算額と健診受診者数で約4分の1減らしたものとなっています。これは、22年度実績及び23年度決算見込みを踏まえた予算計上とされています。当局は、平成22年度実績が予算編成時の見込みを下回っており、今後とも受診率向上に努めたいと答えており、この間の受診率向上の取り組みに反するのではないのでしょうか。受診率



目標の引き上げと予算増額を求めるものです。

最後に、議案第 8 号「福岡県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の作成について」では、「高齢化の進展と医療費の増高」の現状と課題に対して、「医療費の適正化、健康づくりの推進」を基本方針としています。福岡県が行った、1 人当たりの後期高齢者医療費が全国で最も低かった長野県と福岡県の比較調査では、盛んな予防活動と人材育成、医療機関は比較的少ないが保健師が多い、など半世紀にわたり地道な保健予防活動を継続した長野県の特徴が報告されています。例えば保健師の人数は、長野県は全国第 3 位に対して福岡県は全国第 40 位という状況です。本広域連合ではその結果をもとに平成 24 年度までの健康長寿医療計画を策定しています。そこで、第 2 次広域計画の作成にあたり、保健予防活動の推進によって、いかにして「医療費の適正化、健康づくりの推進」を行うのか、同計画に基づく成果と来年度以降の課題について見解を求めます。

以上、答弁を求めます。

**議長**（曾宮 良壽）榎原広域連合長。

**広域連合長**（榎原 利則）柳井誠議員のご質疑にお答えいたします。最初にお尋ねのありました「後期高齢者医療制度に関する見解」についてでございますが、新たな高齢者医療制度につきましては、平成 22 年 12 月に、国の「高齢者医療制度改革会議」の「最終とりまとめ」が出されております。

また、本年 1 月には「政府・与党社会保障改革本部」において「社会保障・税一体改革素案」が決定され、「高齢者医療制度の見直し」の方針が出されております。

ここでは、「高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。」とされ、その「具体的内容について、関係者の理解を得た上で、現行制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。」とされております。

本広域連合といたしましては、新しい制度が、「現行制度の課題を解消し、公平で分かりやすく、幅広い国民の納得と信頼を得られる制度」となるよう、期待をしているところでありまして、全国広域連合協議会を通じて、「新制度の構築に向けて、万全の策を講ずる」よう要望を行っております。

現在は、国と関係者間の協議、調整が行われていると伺っておりますが、引き続き、その動向を注視し、適宜、適切な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、「平成 24・25 年度の保険料率の改定等について」以下のご質疑の項目に関しましては、事務局長等から答弁をさせていただきます。

**議長**（曾宮 良壽）國武事務局長。

**事務局長**（國武 三歳）失礼いたします。

2 項目目の「平成 24・25 年度の保険料率の算定」について、まず 1 つ目の「1 人当たりの給付費の伸びについて」お答えを申し上げます。

保険料率の算定に用いております、1 人当たり給付費の伸び率につきましては、国が示した伸び率に、福岡県と全国平均との乖離の実態を踏まえた補正を加えて推計をして

おります。

具体的には、国が示した平成24・25年度の2ヵ年間の1人当たり給付費の伸び率は、4.9%であります。その数値に、変動が大きかった平成20年度を除く、平成21年度までの過去4年間の平均乖離率0.2%の補正を加えております。

その結果、福岡県の1人当たり給付費の伸び率は、平成24・25年度の2ヵ年間で5.2%となっております。

平成22・23年度の伸び率3.8%につきましても、今回と同様に、国が示した伸び率を基に推計をしております。

従いまして、国の示す伸び率の違いが反映されたものとなっているところでございます。

次に2つ目の「福岡県から当広域連合への財政支援」についてでございます。当広域連合では保険料率の抑制のためには、剰余金や財政安定化基金の活用が不可欠でございます。特に前回の改定時並に伸び率を抑制するためには、現行基金拠出率からのさらなる積み増しが必要な状況となりました。このため、昨年7月・11月に広域連合長から福岡県に対して、保険料率改定に関する支援等についての要望を行い、さらに本年1月に、正副広域連合長及び運営調整会議委員により財政安定化基金の積み増し及び基金の最大限の活用に関する要望活動を行っております。状況的に財政安定化基金の積み増しは困難でございましたが、要望活動や県との協議の結果、現行拠出率での基金の最大限の活用にご配慮いただき、可能な限り低い保険料率による条例改正案を今回ご提案をさせていただいております。

広域連合を取り巻く状況とこれまでの取り組みの経過について、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、3項目目の「短期被保険者証と資格証明書の発行」についてでございます。短期被保険者証は、「滞納被保険者と接触して納付相談の機会を増やす」ことを目的に活用しているもので、被保険者間の負担の公平性などの観点から必要なものと考えております。また、通常証との違いは有効期間でございまして、医療費の負担区分などでの違いはございません。

なお、短期被保険者証の交付は、窓口交付を原則としておりますが、ご事情により、市町村窓口に来られない方につきましては、郵送での交付も含め、被保険者証が交付されていない状態にならないよう対応しております。

また、それぞれの被保険者の実情の把握については、徴収事務を担当する市町村において、短期被保険者証を活用しながら、きめ細やかな納付相談等により行うこととしております。こうした取り組みにより、結果的に、資格証明書の交付に至らないよう対応しております。

このような市町村における努力の成果もあり、短期被保険者証の交付率は、昨年8月の被保険者証の更新時に比べて減少するなど、一定の滞納の解消が進み、また、保険料



収納率も向上しております。

今後とも、市町村との連携、協力により、適切な短期被保険者証等の運用と滞納者の解消に努力してまいりたいと考えております。

次の項目は、担当の次長の方からお答えをいたします。

**議長**（曾宮 良壽）浅田事務局次長。

**事務局次長**（浅田 俊一）4項目目の「後期高齢者健康診査」について、お答えいたします。健康診査事業につきましては、被保険者の健康づくりを推進するため受診率の向上に努める必要があります。一方、その財源の約9割を保険料で賄っており、より実態に合わせた予算編成を行う必要がございます。このようなことから、平成24年度予算におきましては、平成22年度実績から約13%増の受診者数29,600人に対応できる予算額を計上させていただいております。

また、受診率の向上につきましては、これまで実施しております市町村の広報紙やポスター、広域連合ホームページ等による受診の呼びかけを行うとともに、市町村など他の保険者の集団健診やがん検診との合同実施など、引き続き取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長**（曾宮 良壽）大橋医療費適正化等担当次長。

**医療費適正化等担当次長**（大橋 裕明）5項目目の第2次広域計画の作成に当たっての「医療費適正化」、それから「健康づくりの推進」についてでございます。

「医療費の適正化」と「健康づくりの推進」の取り組みにつきましては、第2次広域計画の中で重点的に取り組むことにしております。これまで、平成21年度に策定しました「健康長寿医療計画」の中で、「健康長寿講演会」、「健康長寿チャレンジャー事業」、「レセプト点検」、「ジェネリック医薬品希望カードの利用促進」等の具体的な取り組みを定め、実施しているところでございます。

この計画の取り組み状況については、今年度「中間評価」を行ったところ、概ね目標どおり実施しておりますが、さらに効果を向上させるための見直し等の検討を行っております。また、今年1月から、「ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の自己負担額の軽減割合を通知する事業」も開始しております。

この中間評価を踏まえ、来年度からは、既存事業の推進強化を図るとともに、新たな取り組みとして、「頻繁に医療機関を受診している方々に適正な受診を促す訪問指導事業」を実施いたします。また、現行の「健康長寿医療計画」につきましても来年度が最終年度となるため、その見直しに取り組むなど、引き続き、医療費の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長**（曾宮 良壽）再質疑はございませんか。

柳井議員。

3番（柳井 誠）再質問させていただきます。

1点目は、短期保険証のことですが、現在発行数は3,676人で大変多いですね。これらの中には普通徴収の被保険者がほとんどであって、困窮状態あるいは病気であるに関わらず、とても医療を受ける、一部負担金を払える状況にない方が相当数含まれているのではないかと私は思っております。その点の確認が、市町村の対応中でなされているのかどうか、この点、再度お答えください。なされていないならば、そこを強めるべきだというふうに私は考えます。

2点目は、広域連合長の方で国に対して現行制度の課題の解消について指摘しているということですが、何よりも財政問題です。やり繰りをして、それでもなおかつ7%近い値上げということになっておるわけでありますから、もう限界ではないかと思えます。

この制度を改定するにあたっては75歳以上を差別して囲いこむような保険制度を止めること、そして、年金からの天引きで2年ごとに際限なく保険料が引き上げられる、こうした制度を改めることを、きちんと国へ要望すべきだというふうに私は思いますが、この点について、再度見解をお願いいたします。

議長（曾宮 良壽） 榎原広域連合長。

広域連合長（榎原 利則） 国に対する要望について、再度ご質問があったわけですが、先ほども答弁を申し上げましたように、全国組織であります全国広域連合協議会を通じまして、新制度の構築に向けて、全ての国民、そして全ての団体等が理解をできるような、そのような制度を構築するよう要望をこれまでも行ってきたわけですが、そして、先ほども申し上げましたが、引き続き、今後の新しい制度の構築に向けた動向を十分見極めた上で、必要な要望活動等につきましては適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

議長（曾宮 良壽） 國武事務局長。

事務局長（國武 三歳） 失礼いたします。

保険料の長期滞納者の状況等についてでございます。状況把握につきましては、先ほどもご回答いたしました。市町村の窓口での納付相談等により個別に把握をしているところでございます。元々、後期高齢者医療の保険料でございますが、医療給付費の1割を、所得とか世帯の状況に応じてご負担をいただくような仕組みになっておりますが、特に低所得者、あるいは、被用者保険の被扶養者であった方については、軽減措置が設けられるなど一定の制度的な配慮がなされたものとなっております。結果、滞納者の分布の状況は、偏りなく分布されてある状況であります。こうした状況については、例えば所得階層による滞納者の状況分析等は、電算システムにより把握をして、それぞれ担当の各市町村への情報提供等を行っております。

また、滞納整理の取り組みやノウハウの共有化も重要でございまして、それぞれワーキンググループの取り組み、あるいは、研修なども必要となるわけでございます。こうした取り組み、今後とも滞納初期の段階からきめ細やかな収納対策が実施されるように、

指導を担当する福岡県とも連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長**（曾宮 良壽）柳井誠議員。

**3番**（柳井 誠）広域連合長から、今後の見直しに関しては、私が求めた質問にきちんとかみ合ったお答えになっていないと思いますけれども、しかし、やはり政権交代の主要なテーマになったわけです。75歳という年齢で区別してしまう、こういう制度は、今後、見直したときには存続し得ないような、そういう見直しにすべきだ。そのためには、直ちに現制度を廃止して、元の老人医療制度に戻すように広域連合としても政府に強く求めるべきだということを指摘して発言を終わります。

**議長**（曾宮 良壽）通告のございました質疑は以上です。

討論の通告はございませんので、これより議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第3号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成24年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（賛成多数）

**議長**（曾宮 良壽）ありがとうございました。ご着席ください。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「福岡県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（賛成多数）

**議長**（曾宮 良壽）ありがとうございました。ご着席ください。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第 1 3 議案第 6 号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

日程第 1 4 議案第 7 号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

**議長**（曾宮 良壽）次に、日程第 1 2、議案第 5 号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」から、日程第 1 4、議案第 7 号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」までの 3 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

國武事務局長。

**事務局長**（國武 三歳）失礼いたします。

それでは、議案第 5 号をご説明いたします。

議案集をお願いいたします。5 ページでございます。

議案第 5 号は、「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正」でございます。

理由でございますが、障害者自立支援法の一部改正が行われたことに伴い、条文中の用語の整理を行うものでございます。

6 ページは、条例改正の内容でございますが、条例中に引用している障害者自立支援法の条項を改めたものでございます。施行日は、本年 4 月 1 日でございます。

7 ページは、新旧対照表でございます。

以上が議案第 5 号についての説明でございます。

引き続きまして、議案第 6 号をご説明いたします。

議案集の 8 ページをお願いします。

議案第 6 号は、「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正」についてでございます。

理由でございますが、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てた基金の処分に関し、必要な事項を定めるものでございます。

9 ページは、条例改正の内容であります。後期高齢者医療制度における低所得者等の保険料負担軽減を行うための財源として設置をしている臨時特例基金の事業実施期限が平成 25 年度まで延長されたことに伴い、条例の失効期限を 1 年延長するものでございます。施行日は、条例の公布の日でございます。

10 ページは、新旧対照表でございます。

以上、議案第 6 号についての説明を終わります。

続きまして、議案第 7 号をご説明いたします。

11 ページをお願いいたします。

議案第 7 号は、「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部

改正」について、ご説明いたします。

理由でございますが、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、本広域連合における平成24年度及び平成25年度の保険料を定めるとともに、平成24年度における所得の少ない方等に係る保険料を軽減するため、必要な事項を定めるものでございます。

12ページから13ページは、条例改正の内容でございますが、次の14ページから17ページまでの新旧対照表でご説明いたします。

まず、14ページの第6条の改正は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の一部改正に伴い、条例中に引用している条項を改めるものでございます。

15ページの第9条は、平成24・25年度の保険料について、所得割率を「9.87/100」から「10.88/100」に改め、第10条は、同じく均等割額を「5万2,213円」から「5万5,045円」に改めるものでございます。

第11条は、賦課限度額を「50万円」から「55万円」に改めるものでございます。

16ページ及び17ページの附則第16条から第18条は、平成24年度における被用者保険の被扶養者であった方に係る、均等割額の9割軽減の継続と低所得者に係る均等割額の8.5割軽減の継続を行うため、所要の規定の整備を行うものでございます。

戻りまして、13ページでございますけれども、施行日は、本年の4月1日、ただし、第6条の改正は、8月1日としているところでございます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。

**議長**（曾宮 良壽）議案第5号から議案第7号までについて、質疑及び討論の通告はございませんので、これより議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長**（曾宮 良壽）異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一



部改正について」を採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(曾宮 良壽)異議がありますので、起立により採決を行います。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成多数)

議長(曾宮 良壽)ありがとうございました。ご着席ください。

賛成多数です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

### 日程第15 請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願

議長(曾宮 良壽)次に、日程第15、請願第1号「後期高齢者医療制度に関する請願」を議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。3番、柳井誠議員。

3番(柳井 誠)それでは、読み上げて趣旨説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度に関する請願。

国民、高齢者の批判の中で廃止せざるを得なくなった後期高齢者医療制度は、今日でも大変な負担や問題を抱えています。とりわけ福岡県は全国で最も高い保険料の問題があり、また、全国的にも多い短期保険証の交付の問題など依然として改善が求められています。

福岡県の保険料は、全国的に上位から5番目に高い保険料になっています。平成22年4月1日現在の福岡県の被保険者1人当たりの平均保険料額は7万5,401円であり、全国平均の約6万3,300円に対し1.2倍です。保険料率では、平成22・23年度の福岡県の均等割が5万2,213円で全国一、所得割が9.87%で全国2番目です。保険料の滞納額は、平成22年度決算見込みが9億1,957万円となり、平成20年度の5億3,804万円から3億8,153万円と1.7倍の増加となっています。滞納者数が平成20年度1万3,503人から平成22年度には9,663人と減少していながら滞納額が増加しているのは、滞納繰越分が増加し、保険料が支払えない状態が悪化しながら続いているといえます。さらに、平成24・25年度の1人当たりの保険料額軽減適用後は7万9,300円程度となり現行から約5,000円の増加と試算されています。全国で最も高い保険料の問題が改善するどころかさらに増加する事態はあらゆる手立てによって避けなければなりません。

福岡県の短期被保険者証の交付状況、平成23年11月1日現在は3,676件です。同年8月1日現在の4,129件から453件減少しましたが、依然として多い交付状況です。県下の市町村別では短期保険証交付がゼロの自治体、大木町・赤村がある反面、福岡市や北九州市などで県平均を上回っています。また、筑紫野市、春日市、朝倉市な

どは3カ月証発行が多い状況です。払える保険料への改善とともに短期保険証の発行は直ちに中止すべきと考えます。

2011年9月には高い保険料などに対する不服審査請求が130名を超える高齢者から提出され、今回は口頭審理まで望む方が出ています。高すぎる保険料など後期高齢者医療制度で苦しむ高齢者の生の声を真摯に受け止める審査会での誠実な対応をお願い致します。加えて、口頭審理を実施する審査会への処分庁の出席をお願い致します。

以上の趣旨に基づき、別紙請願項目について措置していただきますようお願いいたします。

以上で趣旨説明を終わります。

**議長**（曾宮 良壽）本請願に対する執行部の参考意見を求めます。浅田事務局次長。

**事務局次長**（浅田 俊一）それでは、私のほうから、「後期高齢者医療制度に関する請願」に対する考え方について、お手元に配付させていただいております資料に沿って簡潔に説明させていただきます。

まず、請願項目（1）「平成24、25年度の保険料を上げず、高すぎる保険料を引き下げること」についてでございます。

後期高齢者医療制度では、医療給付費の約1割を保険料で賄うこととなっており、保険料は、2年毎に算定することとなっております。

平成24、25年度の保険料につきましては、医療給付費の増加などにより何らかの措置を講じなければ、約16%の増加が見込まれております。

このため、見込まれる剰余金と福岡県に設置する財政安定化基金を最大限に活用し、1人当たりの保険料の上昇を約6.7%に抑制したいと考えております。

なお、医療費が全国で最も高い福岡県の場合、保険料も全国平均に比べ、高くなっております。

このため、医療費適正化に向けた様々な取り組みを実施するとともに、国に対しては、全国協議会を通じて、必要な要望を行っているところでございます。

次に、（2）「短期保険証の発行をやめること」についてでございます。

厚生労働省は、滞納初期段階からきめ細やかな対応が必要であり、滞納被保険者との接触の機会を増やすことが重要であるとして、短期被保険者証の交付を求めており、本広域連合では、平成22年8月からその運用を始めたところでございます。

各市町村における短期被保険者証交付の機会を捉えた納付相談などの結果、滞納の解消が図られ、短期被保険者証の交付率が減少するとともに、保険料収納率も、0.2ポイント改善しております。

なお、交付基準では、滞納額が調定額の10分の3を超える方を交付対象者としておりますが、一定の条件に該当する方は、市町村の判断で、対象者から除外することとしており、引き続き、公平公正な制度の運用と健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に(3)「口頭審理の不服審査会の誠実な対応と処分庁の出席を行うこと」についてでございます。

後期高齢者医療制度における不服審査請求につきましては、都道府県に設置される後期高齢者医療審査会において審理されます。

審理は、原則として、書面で行うこととなっており、これまで審査請求についての弁明書を提出しており、同審査会には出席しておりません。

今後とも、後期高齢者医療審査会の考え方に従い、誠実に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長**(曾宮 良壽) 請願第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りします。

本件について、採択することに賛成の議員は、ご起立願います。

(賛成少数)

**議長**(曾宮 良壽) ありがとうございます。ご着席ください。

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

閉会(15時10分)

**議長**(曾宮 良壽) お諮りします。

本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長**(曾宮 良壽) 異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。



## 会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長          曾宮 良壽

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員          大森 一馬

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員          進藤 啓一